

【ABC 消費者情報 Vol. 133】

◎「保険金を使って住宅を修理しませんか」がきっかけのトラブルにご注意！

「火災保険などの損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」などと言って勧誘する、住宅修理のサービスに関する相談が寄せられています。

■相談事例

- 訪問してきた業者に屋根の点検をしてもらったところ、瓦が浮いていると言われた。火災保険を使えば、無料で修理できると言われたが本当か。
- 損害保険で自宅の屋根などの修理ができ、保険の申請も代行すると電話があった。書類を送ると言われたが不安だ。どうすればよいか。

■アドバイス

- 損害保険は、突発的な事故や災害などの損害を補償するためのものです。うその理由で保険金を請求することは絶対にしてはいけません。
- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されても保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されるケースもあります。安易に契約してはいけません。
- 勧誘された場合は、保険契約の内容や必要書類を確認し、まず保険会社に相談しましょう。
- 不安に思った場合やトラブルが生じた場合には、早めに消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611